

【介護老人保健施設における主な指摘事項】

指摘事項	内容	件数
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場のペーパータオルが汚染されやすい状況で設置されていた。 ・感染症対応マニュアルに、個別の感染症対策について定められていない。 ・爪切りやヘアブラシが共用されている等、衛生的な管理がされていない。 ・使用済みの注射針を注射針専用の廃棄容器を用いて廃棄していない。等 	15
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示されている非常災害計画が、事業所の見やすい場所に掲示されていない。 ・施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに非常災害対策が作成されていない等 	8
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な開催及び新規採用時に実施したことが確認できなかった。 ・事故発生の防止のための検討委員会が幅広い職種により構成されていない等、適切な運営がされていない等 	8
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の記載内容が不十分。(常勤・非常勤の別, 兼務関係) 等 	4
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成したことが確認できなかった。 ・入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じた計画の見直しが不十分であった。等 	4
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に掲載されている利用料の自己負担割合に関する内容が、1割負担の内容だけとなり、2割負担の利用者に関する対応が行われていない。 ・重要事項説明書と実態に相違があった。(勤務体制や職員数等) 等 	3
苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情に対する措置の概要が事業所内に掲示されていない。 ・重要事項説明書等に対する措置の概要や苦情申立窓口の記載をする等、利用者等の苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が講じられていなかった。等 	3

上記項目を含め、22の項目について指摘があった。